

<陳情 2 件について>

下記 2 件について、市議会 3 月定例会において議長から経済建設委員会に付託され、3 月 11 日(金)に開かれた同委員会で審議されました。審議に先立って提出者(関係区長)が委員会に呼ばれて陳述を行いました。

- ・「愛知県環境部による住民説明の実施について(要望)」
H27.12.10 に関係区長から市長と議長に要望書を提出(H27.12.18 区内回覧)
- ・「悪臭規制の改正に関する陳情書」
H28.2.15 に関係区長から議長に提出(H28.2.15 区内回覧)

陳述では区長から、タナカ興業の申請に対する許可(最終申請)の内容や監督指導について、県環境部から住民に直接説明をして不安を払拭していただきたいこと、悪臭規制については、学校周辺1km を第 1 種地域にするように市長に要望したところ、市長から規制は全市的に考えたいと回答を頂いているので、早期実現を目指して議会に協力をお願いしたいことを改めて申し述べました。

委員会審議の結果は、前者は「採択」となり、議会から県に文書提出が予定されます。悪臭規制については、7/8 の要望の内容と、7/31 の市長の回答(全市一律規制)と、10/8 の地域意見交換会での回答(全市における検討)が異なることもあり、何を求めるのかとの質問がありました。具体策が特定されないなかで方向性を示すものとして「趣旨採択」となった模様です。

この委員会決定は、3 月 18 日の本会議に報告されます。

<愛知県 新城設楽振興事務所 環境保全課との会議について>

許可後、特別委員会は、愛知県に「技術的懸念に関する審査資料」と「脱臭システムに関する技術情報」について情報公開を求めたところ、1 月 16 日に資料(約 700 ページ)が届きました。概略は 1/23 討論会資料、2/18 の区内回覧でお知らせしましたが、資料そのものは、山本拓哉氏がブログに掲載されたものと同一です。

区内に回覧した資料等を基に、愛知県資源循環推進課に面会を求めましたが、“ダイコー問題”に忙殺されているとのことで、代わって新城事務所の環境保全課と会議を持ちました。

(会議メモを次ページ以降に記載)

○新城設楽振興事務所環境保全課との会議メモ

日 時 平成 28 年 2 月 15 日(月) 15:30~16:50

場 所 新城設楽総合庁舎会議室

出席者 青木新城設楽振興事務所長，小澤環境保全課長，尾崎課長補佐，堀尾主査，
浅見富岡中部副区長，前沢富岡東部副区長，中西一鍬田区長，小林一鍬田副区長，
伊藤黒田区長，森下黒田副区長，峰野県議

(会議メモ)

最初に，区側から「これまで進出反対の立場で，県に厳正かつ慎重な審査をお願いしてきた。許可となったが，今後は問題が発生しないためにも，審査結果が確実に守られるように厳格な監督・指導をお願いしたい。仮に問題が発生すれば，申請内容が守られているのか，許可(=申請)内容に問題があったのか。審査の基準に問題があるのか，それが分かるようにする必要がある。」と，資料を基に個別の例を引いて具体的なチェックポイントを提起して質疑・要望した。

【問】処理能力が t (重量)から m^3 (容積)に変わった。搬入量をどのように計量するのか。

例えば，比重測定の方法や頻度，記録の方法は。小規模な茶業組合でも，持ち込みの都度サンプルを取って評価しているが。

→ マニフェストは重量表示もある。重量は容積に換算することができる。

【問】処理フローには「食品残渣」と記載されているが，許可には「動植物性残渣」とある。「動植物性残渣」は特定の事業活動に伴うものとされ，具体例として『食料品・医薬品・香料製造業から生じるカス，魚・獣のあらなど』が挙げられている。コンビニ等商業から出る廃棄食品は「動植物性残渣」ではないと理解して良いか。

→ 特定の業種以外から排出された廃棄物は一般廃棄物である。

○処理能力は $127 m^3$ /日と定められ，混合割合については，汚泥と動植物性残渣の割合が県の修正等指示により申請当初から半減している。この処理量と混合割合を守るように指導してほしい。

【問】処理量は一定期間の平均値で判断するものではないと思うがどうか。(処理前保管量が決められているので汚泥と動植物性残渣については)日量の処理能力を超えて搬入してはならないと思うが，どのように確認するのか。

→ 発酵施設で45日間発酵することとして日処理能力を算定している。実際の処理量は，発酵状況に応じて変わる。

→ 処理量はマニフェスト等により確認する。

【問】発酵期間は一次発酵 20 日間とされているが，そのカウントは一発酵槽に投入

を開始して 10 日目から開始するとしている。このカウントが正しく行われたかどうか、どのように証明するのか。

→ 業務日誌等により確認する。

【問】許可の内容が守られているか、チェックするために業務日誌の様式や記載方法について工夫して、あらかじめ事業者に指導することが必要ではないか。現場で工夫することが大切。

問題が起こったとき何が問題だったのか解明するためには何をどのようにチェックしたかが分からなくてはいけない。チェックリストをあらかじめ公表することは、問題の発生を抑える効果があると思うがどうか。

→ 抜き打ち検査であり、あらかじめ検査日や検査内容を公表していない。

【問】売却できないものは廃棄物として最終処分場で処理する。」としているが、新城工場には保管場所がない。品質基準を満たした後、売却できないとの判断はどのようになされるのか。

→ 品質基準を満たした物を売却するか、売却せず廃棄物として処分するのは、事業者が判断する。

【問】「二次発酵の 3 槽目が半分まで詰まったら受入れを中断する」としている。品質基準を満たさないものを持ち出すことは許されないと理解するが、満たしたものは売れなくても他に移して保管することは可能なのか。

→ 品質基準を満たしたものを、製品として搬出し保管することは問題ない。

○事業者は、木くずについて、新城市に対しては「有価物」と回答し、県には「産廃のみを使用します。」と回答していた。指摘を受けて「有価物がない時は産廃を受け入れる」と修正している。ヒ素の混入は木くずと思われるが、大丈夫なのか心配である。

○建屋の負圧性については、第 3 種換気とされているので、脱臭装置が定められた数値で運転されていることが必要。排気の出力を落としたり、建屋に流入する開口部の管理が適切でなければならない。管理の方法を明確にして、実際にどのように管理されていたか記録させるようにしてほしい。

【問】木材は簡単には発酵しない。畑に入れて問題がでるのでは。（「品質管理基準」では、形状について“現物の形状を留める(×)”でも、色、臭気どちらかが○であれば出荷できることになっている。）

→ 農家は、作物や畑の土壌等を考慮した上で、肥料を選択し購入していると考えている。

【問】操業が開始されて問題が発生した際に、区民が苦情や情報を環境保全課に伝えるための電話番号などを教えて欲しい。

→ 悪臭・騒音・振動についての苦情は、新城市環境課 0536-23-7677

→ 東三河総局新城設楽振興事務所環境保全課の電話番号は、0536-23-2117（ダイヤルイン）である。

○「特定の事業所だけを特別扱いをすることはできない」としつつも「しっかりと見させていただく」と答えていただいた。

○地元のタナカ興業に対する不安は大きい。区長は区民の声をバックにしているが、その行動は区民以外からも注目されている。今日の会議もメモを公表するので了解をお願いしたい。

○最後に、県議が県事務所に対し、稲沢市のダイコー(株)の例を挙げて「少ない人数で多くの事業所を見るには工夫が必要、チェック体制が整えられるか、事前に防ぐシステムを組み立てることが求められる。直近の事例としてこの事業所をどのようにチェックするかを考えて全体の参考事例とすることが必要ではないか。」と発言して結びました。

○搬入・搬出の経路について、今回の審査には含まれていないので課題として残っている。（排出事業所、運搬業者の監督・指導。）

【備考】敬語等を省略して表記した（内容は東三河総局新城設楽振興事務所環境保全課に確認済 H28.3.4）。

＜感想（未定稿）＞ 新城設楽振興事務所環境保全課とは、初めての協議ということもあり、個別の事項について確答は少なかった。また、検査は標準的な内容を想定していても、個別の許可要件や「品質管理基準」を念頭にしたチェックリストの作成（「ロット管理」等）までは念頭に無かったと感じた。しかし、当方の意見を聞いていただき、「特定の事業所だけを特別扱いをすることはできない」としつつも「しっかりと見させていただく」と答えていただいた。当面は、「ダイコー」のような事例を繰り返すことがないように「適切な指導」を求めたいと考えます